

議案第260号

大阪市立子育ていろいろ相談センター条例を廃止する条例案

大阪市立子育ていろいろ相談センター条例（平成11年大阪市条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成25年9月10日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

子育ていろいろ相談センターを廃止するため、条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

## 大阪市立子育ていろいろ相談センター条例

(設 置)

第1条 大阪市立子育ていろいろ相談センター（以下「センター」という。）を大阪市北区天神橋6丁目に設置する。

(目 的)

第2条 センターは、児童を心身ともに健やかに育成するために必要な子育てに関する相談に応じるとともに、各種情報を提供することにより、市民の子育てを支援し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育てに関する相談及び指導
- (2) 子育てに関する情報の収集及び提供
- (3) 子育てに関する講演会、講習会、研修会等の開催
- (4) 子育てに関する啓発
- (5) その他市長が必要と認める事業

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日に当たる場合を除く。）
- (2) 祝日法に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日又は月曜日に当たる場合を除く。）
- (3) 祝日法第3条第3項に規定する休日の翌日（その日が日曜日に当たる場合を除く。）
- (4) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、第8条の規定によりセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、センターの設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又はセンターの効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

(供用時間)

第5条 センターの供用時間は、午前10時から午後8時まで（日曜日、土曜日及び祝日法に規定

する休日にあつては、午前10時から午後5時まで)とする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、センターの供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第5条第1項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項」と読み替えるものとする。

(入館の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

(利 用)

第7条 センターの利用は、無料とする。

(管理の代行)

第8条 センターの管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第9条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) センターの名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(指定申請)

第10条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、センターの管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(欠格条項)

第11条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
  - ア 第1号に該当する者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第12条 市長は、第10条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 第2条の目的に照らしセンターの効用を最大限に発揮するとともに、センターの管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) センターの管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第13条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はセンターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する事
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関する事
- (3) その他センターの管理に関する事

(施行の細目)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。